

10月から料金が
変わります

消費税率の引き上げに伴う料金等の改定

(消費税相当分の改定です)

水道の使用料金

11月1日以降の検針分から水道料金を改定します。

| 用途 | 1カ月当たり | 現行 | 改定後 |
|----|--------------|--------|--------|
| 一般 | 基本料金 (10㎡まで) | 2,268円 | 2,310円 |
| | 超過料金 (1㎡ごと) | 226.8円 | 231円 |
| 臨時 | 基本料金 (1㎡まで) | 324円 | 330円 |
| | 超過料金 (1㎡ごと) | 324円 | 330円 |

給水申込納付金

| 口径 | 現行 | 改定後 |
|------|----------|----------|
| 20mm | 108,000円 | 110,000円 |

給水申込納付金のその他の口径はお問い合わせください

問い合わせ まちづくり課 水道係 ☎86-6077

東庄病院の使用料・手数料

| 項目 | | 現行 | 改定後 | |
|-------|--------|---------|---------|--------|
| 個室 | 一般 | 町内 | 5,400円 | 5,500円 |
| | | 町外 | 7,020円 | 7,150円 |
| | 療養 | 町内 | 3,085円 | 3,142円 |
| | | 町外 | 4,010円 | 4,084円 |
| 人間ドック | 日帰りコース | 43,200円 | 44,000円 | |
| | 一泊コース | 75,600円 | 77,000円 | |

上記のほか、各種診断書等の料金も改定されます
問い合わせ 東庄病院 ☎86-1177

東庄ふれあいセンターの使用料金

| | 区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 1日 | 全日 |
|-----|----------|------------|-------------|-------------|------------|------------|
| | | 9:00~12:30 | 13:00~17:00 | 17:30~22:00 | 9:00~17:00 | 9:00~22:00 |
| 現行 | ワーキングルーム | 1,050円 | 1,050円 | 1,260円 | 1,890円 | 2,625円 |
| | その他* | 525円 | 525円 | 630円 | 945円 | 1,575円 |
| 改定後 | ワーキングルーム | 1,100円 | 1,100円 | 1,320円 | 1,980円 | 2,750円 |
| | その他* | 550円 | 550円 | 660円 | 990円 | 1,650円 |

*交流室、研究室、研修室1・2、会議室
(研修室1、2を併用時の料金はお問い合わせください)

問い合わせ まちづくり課 農政係 ☎86-6076

東庄町食肉センターの使用料金

| 区分 | 単位 | 現行 | 改定後 |
|--------|-------|-------|------|
| 解体処理施設 | 豚1頭 | 918円 | 935円 |
| 冷蔵庫 | 豚1日1頭 | 97.2円 | 99円 |
| 内臓ボイル室 | 1頭 | 97.2円 | 99円 |

問い合わせ

まちづくり課 農政係 ☎86-6076

東庄町民体育館・宮野台運動公園の使用料金

| | 区分 | 面数 | 現行 | 改定後 |
|-------------|-----|--------|--------|--------|
| | | | | |
| 3時間 (町内) | 体育館 | 1面 | 525円 | 550円 |
| | | 2面 | 1,050円 | 1,100円 |
| | 野球場 | 1面 | 525円 | 550円 |
| | | テニスコート | 1面 | 525円 |
| | | 2面 | 1,050円 | 1,100円 |

町外料金、照明灯使用料はお問い合わせください

問い合わせ

教育課 生涯学習係 ☎86-1211

東庄町公民館の使用料金

| | 区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 1日 | 全日 |
|-----|---------|------------|-------------|-------------|------------|------------|
| | | 9:00~12:30 | 13:00~16:30 | 17:00~22:00 | 9:00~16:30 | 9:00~22:00 |
| 現行 | 大ホール | 5,250円 | 5,250円 | 7,350円 | 9,450円 | 15,750円 |
| | 第1会議室*1 | 525円 | 525円 | 630円 | 945円 | 1,575円 |
| | 実習室 | 735円 | 735円 | 840円 | 1,260円 | 1,890円 |
| | 展示ロビー*2 | 1,050円 | 1,050円 | 1,260円 | 1,890円 | 2,625円 |
| 改定後 | 大ホール | 5,500円 | 5,500円 | 7,700円 | 9,900円 | 16,500円 |
| | 第1会議室*1 | 550円 | 550円 | 660円 | 990円 | 1,650円 |
| | 実習室 | 770円 | 770円 | 880円 | 1,320円 | 1,980円 |
| | 展示ロビー*2 | 1,100円 | 1,100円 | 1,320円 | 1,980円 | 2,750円 |

*1 研修室A・B、第一・第二・第三和室、第二・第三研修室、神代分館工芸室A・B、石出分館研修室A・B、東城分館研修室A・B

*2 第三会議室、視聴覚室、第一研修室、第二・第三研修室(併用)、神代分館大工芸室、石出分館大研修室、東城分館大研修室(第二・第三和室(併用)、神代分館付帯施設の料金はお問い合わせください)

問い合わせ 教育課 生涯学習係 ☎86-1211

東庄町弓道場の使用料金

| | 区分 | 現行 | 改定後 |
|-------------|----|--------|--------|
| | | 個人 | 105円 |
| 3時間 (町内) | 貸切 | 1,050円 | 1,100円 |

町外料金はお問い合わせください

問い合わせ

教育課 生涯学習係 ☎86-1211



町長日誌 (6月)

- 2日 防災演習、観光ふなつり大会表彰式
- 3日 聖火リレー準備委員会(県庁)、関東町村会トップセミナー(全国町村会館)
- 4日 国家公務員研修生歓迎会
- 5日 庁議、シルバー人材センター総会、千葉県国保直営診療施設協会理事会(国保会館)
- 7日 千葉県市町村振興協会理事会(自治会館)
- 8日 自由民主党千葉県支部連合会定期大会(東京ベイ幕張ホール)
- 9日 なのはなシニア千葉特選演芸会
- 10日 笹川小閉校記念校内相撲大会
- 11日 議会定例会本会議
- 12日 千葉県市町村職員共済組合理事会(オークラ千葉ホテル)、ふれあいまつり実行委員会
- 13日 議会定例会本会議、町村の振興を考える会(全国町村会館)
- 14日 全国町村会正副会長会・全国自治協会理事会・政務調査会(全国町村会館)、林幹雄と語る会
- 16日 区長会旅行～18日(広島・山口方面)
- 21日 全国国保診療施設協会開設者委員会(ホテルメルパルク東京)
- 23日 香取消防ポンプ操法大会出場部激励
- 24日 千葉県国保直営診療施設協会総会(オークラ千葉ホテル)
- 25日 東総用土地改良区理事会
- 26日 千葉県町村会国への要望活動(自民党会館)、地方税共同機構(全国町村会館)
- 28日 全国市町村職員共済組合総会(東京グリーンパレス)
- 29日 香取支部ポンプ操法大会

プレミアム付商品券の 利用店舗を募集

登録いただける店舗は、申請書を東庄町商工会へ提出してください。

取扱店の要件

町内において、一般消費者を対象とした小売・飲食・各種サービス業を営む事業所。ただし、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」の対象となる一部事業者や東庄町暴力団排除条例に違反する事業者は登録不可。

問い合わせ 町商工会 ☎86-3600

会費は1人年間700円

交通災害共済にご加入ください

交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、地方公共団体が運営する安心で有利な制度です。年間700円の掛金で、交通事故にあった場合に最高150万円の見舞金が支払われます。

共済期間

令和元年9月1日から令和2年8月31日までの1年間

見舞金対象の事故

原則として、自動車、オートバイ、自転車などによる事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行され、人身事故扱いとされたもの



見舞金の支給額

- ① 死亡見舞金 150万円
- ② 傷害見舞金 入院、通院実日数に応じて2万円～50万円
- ③ 身障見舞金 身体障害等級1級または2級で50万円
- ④ 交通遺児見舞金 1人につき10万円

問い合わせ・申し込み

総務課 庶務係 ☎86-6082

プレミアム付商品券

購入引換券交付申請は お早めに

10月から、住民税非課税者や小さいお子さんがいる世帯に、町内の登録店舗で利用できるプレミアム付商品券を販売します。対象者①住民税非課税者に該当する場合は、事前に購入引換券交付申請が必要になります。対象になると思われる方へは7月下旬に申請書を送付していますので、早めに申請してください。



対象者

①住民税非課税者(申請要)

令和元年度の住民税が課税されていない方。ただし、住民税課税者と生計を一にする配偶者や扶養親族、事業専従者等は除きます。また、生活保護の受給者等も対象外です。

②子育て世帯(申請不要)

平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子のいる世帯の世帯主



問い合わせ 総務課 庶務係 ☎86-6082